

提供年月日 : 令和 3 年 9 月 29 日
部 局 名 : 守山市福祉事務所
所 属 名 : 健康福祉政策課
担 当 者 : 今野・犬丸
電話番号 : 077-582-1123
E-mail : fukushiseisaku@city.moriyama.lg.jp

収入認定漏れによる生活保護費の返還額の決定および今後の対応について

1 概要

生活保護受給者が年金収入を得た場合は、原則、本人申告の下、年金収入額を差し引いた上で生活保護費を算定し、支給を行うこととしております。また、市（福祉事務所）といたしましても、収入申告勧奨や年金機構に対する文書照会などにより、年金収入額を把握し、適正な生活保護費の算定を行うこととしております。

今般、県施行事務監査において、年金収入の確認をしっかりと行うよう指摘を受け、生活保護受給者のうち年金受給者の収入額について、5 年間遡って年金機構等に確認したところ、年金等の収入認定漏れがあり、生活保護費の過支給があったため返還を求めることとなりました。

2 市の対応

過支給していた保護費につきましては、生活保護法第 63 条に基づき返還を求める必要が生じたことから、全ての対象世帯に対しまして、訪問し、事案の経過等について丁寧に説明を行い、対象者にご理解いただいた上で、返還額の決定を行いました。

3 返還額

対象世帯	66 世帯
返還額	4,195,826 円

4 今後の対応について

対象者と十分に分納額等を相談・決定の上、返還を進めてまいります。

生活保護法上、受給者から収入申告を行うことが原則ですが、市としても、受給者から申告がない場合には収入申告勧奨等を行うこととしております。

しかしながら、本事案については、職員から受給者に対する収入申告勧奨や指導が十分でなかったことなどを踏まえ、申告勧奨を実施する時期や年金収入の額を確認する時期を定めた具体的な事務マニュアルを整備し、収入申告勧奨や指導を徹底してまいります。